

## 目 次

縁切り一筋45年——離縁状八題 .....	高木 侃	1
法科大学院(ロー・スクール)における商法関連科目の授業展開 ——司法試験の傾向とコア・カリキュラムを踏まえて .....	松岡啓祐	25
司法試験のシンポジウムの開催について ——2012年の合格者の状況を踏まえて .....	松岡啓祐	38
公開シンポジウム 「性暴力を踏まえ今後の日本の性犯罪規定のあり方を展望する」 .....		47
客員消息・編集後記 .....		48

## 縁切り一筋45年——離縁状八題

前専修大学法学部教授 高木 侃

### I 邦楽部能楽学科宝生流専攻時代(中央大学):1962~1966

私の研究歴を私なりに時代を分かって振り返り、後半は私の所蔵している離縁状、約200ありますが、そのうちの若干をご覧いただいて三くだり半の世界に浸っていただければと思います。

私は中央大学、確かに法学部に入学しましたが、実は能楽学科宝生流専攻といった塩梅で、朝大学に出るといっても、取りあえず部室に行きます。当時は後樂園校舎にありました。住宅金融公庫のあった所(隣が競輪場)に部室がありましたものですから、講義をしているお茶の水を通り越して、いきなり水道橋に行って、謡・仕舞の稽古をした後は、先輩に誘われてマージャンをやって、23時上野発の最終の直江津行きで高崎線の本庄駅まで帰ってくる。埼玉県の本庄市から通学しておりました。



たので、そういう生活をやっていました。歌って舞っての毎日でした。写真は卒業のとき水道橋能楽堂で能「女郎花（おみなえし）」のツレを演じた時のものです。女面をかぶっているのが私で、愛する男に捨てられたと思いこみ放生川に「身を投げる」直前の姿です。そんなことで勉強らしい勉強はほとんどしないで学部時代は終わり、一応中央大学の法学部に入ったものですから、卒業したら司法試験をやるとか言って浪人しました。勉強する気はさほどなくて、「母親はもったいないがだましいい」というかたちで、モラトリアムのつもりでしたが、大学院に行こうかというところで、多少は勉強して大学院に入ったわけです。

## II 大学院修士時代（中央大学）：1967～1969

学部のゼミが家族法で、著書『家事審判制度の研究 上・下』をあらわした堀内節先生が担当でした。そこで引き続き指導を願うことにしました。裁判官上がりの先生でしたので実定法は勿論、ほかに先生は民法施行以前の民事法規の研究を長いことやっておられまして、私は次第にその歴史的なことに興味をおぼえました。同期に入った廣瀬隆司（後に愛知学院大学教授、すでに逝去）君がすぐ先生のやっていた「明治前期の仕事をやります」と宣言しました。そこで、廣瀬が明治前期をやるのなら、私はどうしようか思い悩んだわけですが、実は私の祖父の実兄が松平太郎といひまして『江戸時代制度の研究』という大著をあらわしていたこと、私の先祖は

御書院番組頭を務める旗本で、この事は幼いころから祖父に聞かされてきました。

私は高木家の初孫で祖父にかわいがられていましたし、私も祖父が好きでした。その祖父は判事・検事をへて戦後弁護士を業としていました。あるとき東京見物に連れていってくれるということで悦んでついて行きますと、東京高裁の廊下で待たされた後、行った先はなんと上野の彰義隊の墓参りです。ずっとそういうことは忘れている。けれどあるときふっと思い浮かぶのです。自分にとってのこのようなDNAで、江戸時代をテーマにしたわけです。

さて、大学院での家族法演習ですが、学生は3名しかおらず、私は1年の秋に縁切寺のレポートをたまたまやったわけです。穂積先生の『離縁状と縁切寺』を1週間かけて2度ぐらい熟読しました。微熱が出まして、仲間から「知恵熱だ、知恵熱だ」と笑われましたが、そのときにはじめて満徳寺を知りました。満徳寺は利根川を渡って群馬県側、私は埼玉県の本庄ですからバイクで行くとちょうど20分ぐらいのところがありました。満徳寺について穂積先生の後、研究書らしいものはまったくないらしく、満徳寺の研究に何か新しいもの、新知見が付け加えられたら、それで修論ぐらいにはなるだろうと、早速現地へ行ってみました。元の満徳寺が移築され、区民の集会場として使われていましたが、普段は鍵がかかった状態で、檀徒（だんと）総代の方に開けてもらいましたが、外から見てもわかるくらい、非常に寂れていました。私は雨上がりの日に長靴で行ったのですが「あんちゃん、長靴のまま上がっていいよ」と。長靴のまま上がるくらいひどい状況でした。そのときに地元の五十嵐富夫という高校の校長先生が西毛新聞社から『縁切寺の研究』、満徳寺の研究を出版されておりました。穂積先生の本とそれで適当にでっち上げて卒業すればいいと思ったのです。資料の検討だけは十分と思い、資料の部分だけコピーを取って全部貼り付けて、同じ資料を使っているところはそれを照合するところから始めました。そうしたら違っている個所がある。そうすると穂積先生の方に誤謬・誤植があるか、五十嵐先生のほうか、どちらか検証するためには本物を見なきゃいけない。ということで、県の重要文化財になっていた満徳寺文書を持っている歯科医師・川越俊介さんに願って一夏通わせてもらいました。取りあえず穂積先生と五十嵐先生の本がありますから部分回答はあるわけです。部分回答を見ながら「一件帳」などの回答のない部分を読むということで、なんとか修士論文「縁切寺満徳寺



ところで、この離縁状について説明を加えます。その宛名をご覧ください。三春領過足(よぎあし)村、木幡文十郎とあります。そうです、前法学部長木幡文徳さんの家の離縁状です。木幡家は郷士(元武士)で、代々名前の頭字に「文」の字がつくという家系でした。これを「一字称用」と申しますが、足利義政、義満とか「義」の字がつくのも同じで、木幡家ではこのような由緒をもったのです。この離縁状は三くだり半の研究者ということで、私が専修大学に来る前に木幡さんからもらったものです。博多での学会で懇親会の後に鎌田先生・大竹秀男先生を交えて飲んだのが木幡さんとの最初の出会いです。専修大学に来る前に木幡さんから離縁状を頂戴していたわけですから、まったく知らない大学に来たという感じがしませんでした。

### Ⅲ 短大時代(関東短期大学):1969~2002

修士を終え、直ちに群馬県の館林市に所在する関東短期大学に奉職しました。小さな短大でしたが、倍々で学生数が増えまして、おかげで私も専任講師の職を得たわけです。私が勤めたころ700人でしたが、1,000, 1,200, 1,400と増えました。

中小企業みたいな地方の短大でしたから昇格人事も規則はあってなきが如し。理事長が気に入らないと昇格しない。私は助教授にはすぐ昇格したのですが、教授になるのに16年かかりました。すでに平凡社選書の『三くだり半』も出しておりましたし、結構業績はあった方ですが、理事長はこう言います。「高木はおれのうちの遠縁にあたる、業績もある、学校の仕事もよくやる。あいつを教授にしない、当然ほかのやつは教授にしない」と、変な理屈です。それで、16年間助教授でした。

昇格しなかったのですが、意外と腐らなかつたものです。最初の資料集を出したのが昭和51年(1976)、36歳でした。30で結婚しまして最初の子どもを亡くしました。生まれて直ちにというか、半日ぐらいで亡くしたのです。父親が駄目なヤツだから生をうけ、すぐ旅だったと、慙愧と反省の思いでした。穂積重遠博士の『離婚制度の研究』のはしがきに、「書齋に入るな」と叱ったお子さんが夭折なさったとき、かわいそうなことをしたという思いで本書をまとめたと書かれていたことを思い出しました。穂積先生には及びもつかないけれど、何かやらなければと一念発起して出したのが『縁切寺満徳寺史料集』(成文堂)で、亡き子の供養のための出版でした。

私の研究の柱は縁切寺の研究と、離縁状の収集・研究です。ところで満徳寺は非常にマイナーな縁切寺でほとんど注目されていなかった。もっぱら鎌倉の東慶寺でしたけれど、資料の収集と研究を続けました。先輩の紹介で、私は創価大学（八王子市）に非常勤で法制史を教えに行きました。片道3時間半かけて90分の授業をやって、また3時間半かけて帰ってくる。短大では法制史という授業はできないものですから非常にいい経験でした。通い始めて間もなく石井良助先生が専修大学法学部教授を退職、創価大学の特任教授に迎えられました。石井良助の法制史と私のそれが火曜日の2時限目で、競争講座でした。石井先生の授業は受講者が多いのですが、私の方は区々で、70人いたり15人に減ったりといろいろで、いっとき3人しかいないことがありました。

その1人、女子学生が「先生、9月からブルガリアに留学します」という。そこで「君が来ないと受講生がいない」と残りの男性2人に手紙を書きました。1人だけ来てくれたのですが、目が真っ赤なのでどうしたと聞いたら、ワープロを始めたばかりで分からなくて午前2時、3時までやってしまった結果だという。私もワープロを始めたばかりで意気投合しまして、「君1人だから毎日昼飯をごちそうするから必ず出て来い」といい、ゼミ室を借りてマンツーマンの授業なので普通の講義ではつまらない。私が論文を書いてくるから法学部4年生の目で見ても、ここが分かりやすいとかここは分かりにくいとか、もっと表現のしようがあるだろうとかいろいろ注文をつけてくれというわけで、ワープロで打っていくわけですがけれど4枚か5枚ぐらいしか持っていないと「先生、先週1週間あまり頑張らませんでしたね」とか言われ、翌週10枚ぐらい書いていくと「先生、頑張りましたね」と学生に褒められるといったことで、後期半年で彼（清水君といった）の協力を得て、法学新報に載せた『『三くだり半』成立考』と短大紀要に載せた「離縁状返り一札考」の論文2本を書いたことが、非常に懐かしく思い出されます。

創価大学の非常勤では、石井先生が創価大学に来られた1979年から1990年までの11年間、毎週お会いしました。ときに大学院生の前でお褒めくださいました。「君たち、こちらは高木君といいますが、江戸の離婚研究をやっていて、今では私もとてもかなわないのですよ」などと。私が文字通りの拙稿抜刷を持参したりすると「高木君、仕事をした後は少し休むものですよ」などとやさしい言葉もいただいた。

いろいろな意味で石井先生の警咳に接したことは、貴重な経験で、私にとって宝物になった。ただ、一番困るのは（研究上役立つことではあるが）2週間に一度は、先生から同じことを聞かれる。「高木君、今どんな資料を読んでいますか」と。必ず資料を読んでお話ししないとイケないわけで、それが私の研究にとってはずいぶんいろいろな面で役に立っており、ありがたいことだったと思っています。

縁切寺満徳寺の研究でスタートしましたが、三くだり半の研究のきっかけといえは、たまには講演に呼ばれます。縁切寺は夫から離縁状を受け取ることが目的なわけで、「先生、離縁状の本物は持っていないんですか」などと聞かれます。収集する気がなかったものですから、当初は「持っていない」と言いますと、聴衆はがっかりされます。そこで離縁状の収集も必要かと思うようになりました。ところで、離縁状収集のために、旅費・宿泊費など原価計算すると1通1万8,000円位かかる実感でした。ところが、古本屋に出ると昭和4、50年代は安かったのです。西武船橋店の古書市などに出た離縁状を8,000円で買ったこともあり、それなら買うのもありかと、いくらか実物収集も始めました。現在まで調査をして写真資料、コピー資料と実物が、あわせて1,200通あります。私が所持している本物は約200通、よくも集めたと思っています。最近は高くなりまして1通だいたい3万円はしますが、離縁状を落札しようとする、離縁状だけ譲れと言うわけにもいかず、「離縁状のほか、2、3点余分に買うので、私に譲ってくれ」ということになり、必要ないものも離縁状と一緒に買って落札し、かなり余分な出費を余儀なくされるようになるわけです。

三くだり半の研究に話題を移します。石井先生の「江戸の離婚」研究、つまりいわゆる「夫専権離婚説」に対して、最初に本格的な再検討を迫ったのが本席にもいらっしゃる鎌田浩先生で、牧健二先生の米寿記念論文集の「江戸時代離婚法の再検討」という論文です。私は学会からその書評を頼まれましたが、私が言いたいことをみんな言われてしまったものですから、熊本まで文句を言いに行きました。「先生がすべて書いてしまって、私は書評の書きようがない」と多少拗ねた感じでした。忘れもしない「土筆（つくし）」という料理屋さん連れていかれ、一杯ご馳走になりながら、「頑張って書いてみなさい」と激励され、ようやく書評を書きました。そこで、私がやることは何か、できることは何か。鎌田先生は離婚そのものについて

て、周辺から多面的に再検討を迫られた。それなら鎌田先生のやっていない（やり残された）離縁状の授受そのものから石井説に反論しようと、鎌田先生のお仕事にヒントを得て『三くだり半』を1987年3月、平凡社選書として出版したわけです（平成11年に増補版のライブラリーになっております）。これを創価大学での新学期に石井先生に持参・謹呈したところ、編集者が書いた表紙帯の文句「〈三くだり半〉といえば、妻を自由に離縁できる夫、泣く泣く実家に帰る哀れな妻、というイメージがある。つまり、江戸時代の庶民の離婚は、夫による〈追い出し離婚〉いわゆる〈夫専権離婚〉であったという。しかし、実際には、妻の〈飛び出し離婚〉もかなりあり、双方の協議をとまなう〈熟談離婚〉であった。」すなわち、全面的な石井説への反論を見て、「高木君、こんなことが事実として言えるのかね」と、ふだん穏やかな物言いの先生がやや声高に言われた。私は「実証的に論及したつもりですが、……」と、すごすごと研究室をあとにした。1ヶ月後の連休中に突然電話で「高木君ですか。ところで論文をおまとめなさい。満徳寺の模倣離縁状もかなりあるようだし、論題は『上州の縁切寺満徳寺と北関東の離縁状』でよろしいでしょう。ただし、史料集の解題の分量（63頁）では少なすぎますよ」と、拙著『三くだり半』をお読み下さり、その上で学位論文の題名までいただいた。拙著についてそれなりの評価をいただけたと安堵したが、先生への提出論文ということで、気負ってしまい、『縁切寺満徳寺の研究』（成文堂）が世に出た1990年には、先生にはすでに病の前駆的兆候がみられ、先生から学位を得ることはできませんでした（やむなく母校に提出することになった）。【以上のことから、専大は江戸の離婚研究のメッカである】

ところで、私は短大最後の8年間、授業以外には仕事（雑務）がありませんでした。周りの人は「干されている。かわいそうだな、高木は」と言いますが、授業をやったら家へ帰れるわけで、この間に『三くだり半』増補版と『縁切寺東慶寺史料』（いずれも平凡社）を出版しました。思い返すと、この8年間は研究に専念できた非常にいい時代だったと思っています。10年前に専修大学に呼んでいただきまして、ありがたいことだと思っています。短大は氷河期でみなつぶれそうな危機にあります。その意味では専大の教職員の方々には、大学の危機意識がきわめて薄弱のように思われます。現状が十分に幸せであることを感じて、研究・教育に邁進してほしいと思います。とくに若い方にはここ専大という居場所で頑張してほしいものです。



短大時代には、京都の国際日本文化研究センターの客員教授（短大で2年、専大で1年）として、時間をみつけては、研究会・シンポジウムに参加しましたが、地方短大にいて、「井の中の蛙」に陥りがちな自分に反省を促す絶好の機会でした。

#### IV 法学部教授時代（専修大学）：2002～2012

専修大学では法学部で専門の「法制史」を教えることができました。これが1番の喜びでした。研究は引き続き離婚をやりましたが、以前から関心のあった「隠居と老人扶養」の研究を本格的に始めました。これは昔、東大の社研で利谷先生が親子契約研究会という科研費をもらってやっていた研究会（広渡先生も参加されていたと記憶している）に、私も呼ばれて江戸時代の親子研究をスタートさせていました。1つの成果が、大学院の一般向け講座でやったものを文章化し、私が編者になってまとめた『老いの相生』で、専修大学出版局から出しました。私は講演を「高齢者の自助精神——老後を子に依存しなかった江戸」という論文にしております。専修大学ではもっぱら資料の翻刻をやりました。短大では年1回の紀要でしたけれども、専大では年3回法学論集に掲載の機会に恵まれています。本当にうれしかったです。10年間に、専修法学には論説3（離婚2と法意識）、研究ノート2つ（いずれも離婚）、資料の翻刻2つのほか、「徳川時代後期家族法関係史料」として1から12まで資料翻刻を連載させていただきました。今後も続けたいと思っています。

#### V 離縁状八題——私の三くだり半研究と実物紹介

そこで、今回は縁切寺の話ではなく、私の三くだり半研究の一端をお話しさせていただきますと思います。離縁状八題としましたが、「八」は末広がりですから専修大学がますます繁栄するよという意味と、私もまだまだ頑張るぞという意味をこめました。ちなみにご存じと思いますが、奇数が陽の数で偶数が陰の数です。めでたいときに使うのが奇数で偶数は使わないわけです。天皇の即位式に用いる幡のヤタノカラス（八咫鳥）も足は3本です。また日本人は4という字を嫌います。陰の数であることと、4は死に通ずるというわけです（ちなみに、4は完成された数字だそうで、机の脚も動物のそれも4本で安定しますから、中国では数字4は嫌わないそうです）。三くだり半の実物を示しながら、私の研究にもふれます。

## 1 「我等勝手ニ付」の離縁状

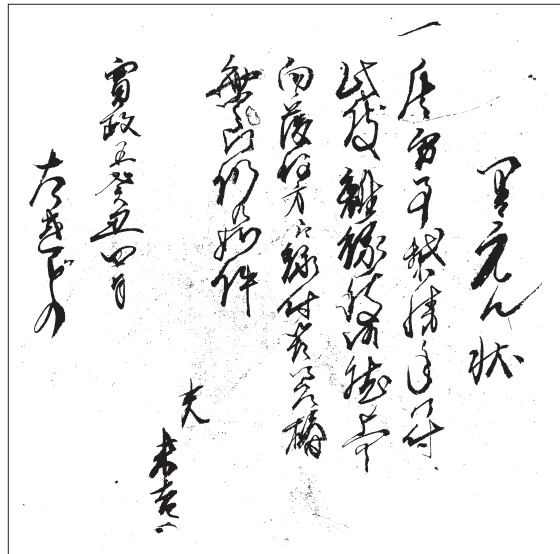
まず「我等勝手ニ付（われら勝手につき）」の離縁状。石井先生の「夫専権離婚説」に対して、私は「熟談離婚説」を唱えています。昭和45年、28歳のとき短大紀要に「離縁状に関する若干の考察」を90枚位書き、石井先生におずおずとしながら専権離婚の批判をやった思い出の論文です。『三くだり半』が出て十数年たって、平成15年の教科書の改定にあたって東京書籍の『高校日本史』でようやく高木説が採用されました。コラム「江戸時代の離婚と女性」で、「我等勝手に付」の離縁状の写真を掲げて、以下の通りです。

江戸時代特有の文書に「三下（くだ）り半」というものがある。夫が妻に離婚を言い渡す文書で「其方事（そのほうこと）我等勝手に付き、此度（このたび）離縁致候（そうろう）」という離婚の宣言と「向後何方（こうごいずかた）へ縁付候共（そうろうとも）、差し構えこれ無く候」という再婚許可の文言が入っている。おおむね三行半で文章が終わることから「三下り半」と言われる。かつては夫が自分勝手に妻を離縁できたとして、女性の地位の低さを示すと考えられていたが、最近の研究では妻に落ち度がある場合も同様の文書が書かれていることが分かった。

「我等勝手」の語感、江戸時代では「自分の都合で」というもので、夫が離婚に至った責任は自分にあると認めるものと解釈する方が正しい。むしろ重要なのは再婚許可の文言で、女性は離縁状をもらうことによって再婚の自由を得ることができ、事実そうした女性も多かった。江戸時代の女性の地位は、従来考えられていたほど低いものではなかったのである。

と。まさに高木説そのもので、「最近の研究では」というのは、教科書でなければ「高木の研究では」と書いていただけのところですが、20年たって漸く1つだけですが、教科書が変わったのです。間もなく他でも採用されると期待しています。回覧に供しました実物の写真を掲げ、解説文を付します（次頁）。

末吉の下に押ししてあるのが爪印です。親指の爪に墨をつけますから、それを押すときに墨がぱたっと垂れた様子が見てとれます。本物の爪印は、10%位で、あとは書き爪印といって筆で三ヶ月のように書くだけです。この「我等勝手」の解釈が石井良助先生によれば、夫は勝手気まま（自由）に妻を離婚したとするわけで、それなら夫の追い出し離婚、夫専権離婚になりますが、私は勝手をするのは悪いこと



里々ん状

一其方事、我等勝手二付、  
此度離縁致候、然上は  
向後何方え縁付候共、差構  
無之候、仍て如件

夫

末吉（爪印）

寛政五癸丑四月

たけどの

だから離婚に至ったのはわれら勝手、夫が悪かったのだと表明したものと理解します。つまるところ妻には責任がないということを夫の側から表明したものと理解しなければいけないというのが高木説です。そこでこれを私は「妻の無責任」の表示と称します。それから離婚理由で一番多いのは、理由が書いていないものが一番多いのです。約4通に1通は理由がありません。これも石井先生は、夫は理由もなく妻を離婚できたとされるが、私はそう考えない。理由がないのは書かない方がいいから書かれなかったのであって、書いていないからといって理由もなく離婚したと解釈するのは誤りであるというのが高木説です。

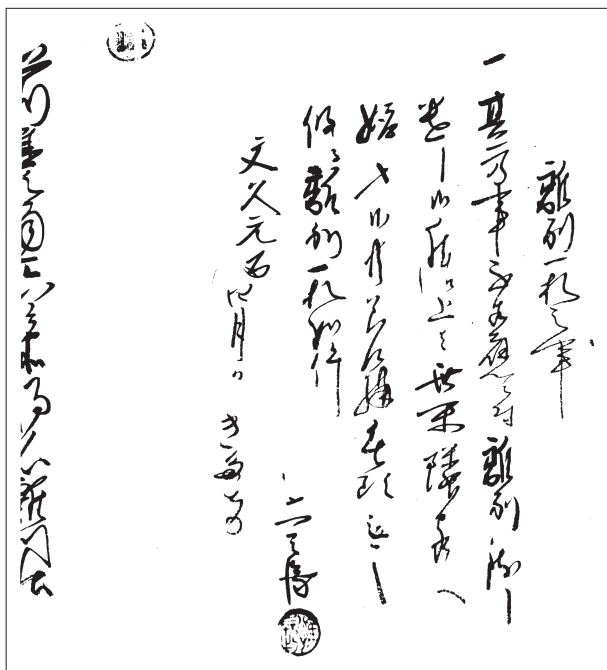
## 2 先渡し離縁状

「先渡し離縁状」とは私が命名したもので、たとえば、酒乱で駄目な夫の場合に女房は実家に帰ります。実家に帰ってきて、また夫が迎えにきます。川柳にも「二、三度は叱って里の母帰し」というのがあります。2、3度は母親が娘を叱って「戻りなさい」と復縁させますが、3度、4度重なるともう妻の実家では承知しません。「今度酔っ払って娘を殴る蹴るしたら、そのときは離婚だぞ。それが承知なら復縁させてもよい」と迫る。夫が納得した場合には、あらかじめ夫に離縁状を書かせます。これが「先渡し離縁状」で、この離縁状を妻方で預かっておいて復縁させるわ

けです。すでに離縁状が妻の実家にありますから、妻が「もう嫌だ」と帰ってくればそのまま離婚。つまり江戸時代はどろどろとした紛争を起こさないようなシステムと知恵を持っていたということです。

したがって結婚の前に離縁状を取ることはありました。婚約中に。たとえば、男がお相手の実家に「結婚させてください」と頼みにいきます。今でもそうでしょうけど、男は言いますね。「きっと幸せにします」と（実はこれがうそです）。そうすると娘の親は今ならば「よろしく頼むよ」で終わるわけですけど、江戸の親は終わらない。「本当に幸せにしてくれるのだね」と念を押します。男は「幸せにします」と言う。そこで終わらない。さらに娘の親は「もし娘が将来不幸せなときにはどうしてくれるのだ」と念を押す。男が口こもっていると「そのときは娘を引き取って他へ嫁がせるが文句はないか」と念を押す。男は「そのときはしょうがありません」と言う。「それでは今、離縁状を書いて置いていけ」となる。場合によっては、結婚の前に離縁状を取り上げるのが江戸時代なのです。

ここにお見せするものが先渡し離縁状です。この右側の離縁状の左側に割り印を押して糊づけされた文書（1行目の1部のみ）が付いています。そこには再び妻が



離別一札之事

一其方事、不相応ニ付、離別致し  
遣し候、然ル上は此末隣家へ  
嫁入候共、差構毛頭無之、  
仍て離別一札如件

文久元西四月日

六兵衛印

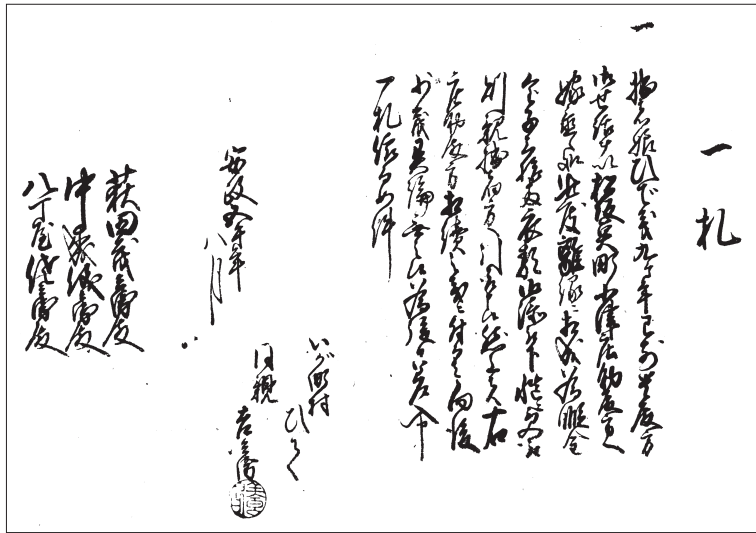
きたとの

夫と不和になったら離婚と書いてあります。群馬県藤岡市の岡乃郷周辺で使われていた離縁状ですが、これが非常に珍しい。離縁状の部分について写真と解説文を掲げます（前頁）。再婚許可の文言に「此末隣家へ嫁入候共」、つまり隣家へ嫁に行ってもいいとあるのはこれだけで、非常に珍しい。誰と再婚してもいいなら隣に行ってもいいというわけです。

それで隣家に関連しまして、つぎのような「啓助」から「こと」へあてた三くだり半もあります。「そこもとに仲人これあり 当4月下旬縁談取り結びそうろうところ 熟縁致しかねそうろうにつき、このたび離縁致しそうろうところ相違これなし」、ここまでは普通です。「しかるうえは隣家は格別いずかたへ縁づきそうろうとも差しさわりそうろうぎ毛頭これなくそうろう」というものです。隣家は格別とは、隣の家だけは駄目だ。おそらくこの「こと」さんは隣のうちの旦那か倅（せがれ）と浮気をしたのでしょう。だから隣の家だけは駄目だというわけです。石井先生の持っているものに「もっとも飯田村源蔵殿は故障の筋これありそうろう」というものもあります。また「近村は5年、遠い村は3年」の間、再婚を禁止したものもあります。さらに、これには結婚した月が4月、別れたのが12月ですから約7ヶ月の結婚生活だったことが分かります。結婚期間が判明するのも珍しいことの1つです。

### 3 離縁状返り一札

先渡し離縁状を先に取ってしまうということは離婚権が妻方に委ねられてしまうことにもなるわけで、夫が一方的に妻を離婚したと考えるのは誤りだという主張につながるわけです。もう1つが離縁状返り一札。これは離縁状の受け取り状です。なぜ受け取りを取る必要があるかといえば、離縁状は夫から妻に渡しますので、離婚の証拠は妻側にはあります。ところで、仮に夫が妻と離婚して再婚します。その後妻が先妻の一番仲のいい友達だとしたら、先妻は怒りますよね。「あいつ、いつからあんな仲になったんだ。許せない」と怒る。そこで、もらった離縁状を押し隠して「私は離縁状をもらっていない」と訴え出ると、夫は確かに渡したという証拠を立証しないと「所払い」の刑罰に遭う。女の人は離縁状をもらわないで再婚すると髪を剃られて親元へ帰されるという刑罰なのに対して、男は離縁状なく後妻を呼ぶと「所払い」、居村・居町、今住んでいる所から払われる、そこへ住んでも足を



一札

拙者娘ひで義九ヶ年已前貴殿方御世話ヲ以、松坂魚町小津庄助殿方へ嫁置候処、此度離縁ニ相成、為暇金金子三拾両、衣類御添被下、慥ニ受取則親拙者方へ引取申候、然上は右庄助殿方相続之義ニ付ては、向後少も異論無之候、為後日差入申一札依而如件

寛文九年  
日親  
小津庄助

一札

一拙者娘ひで義、九ヶ年已前貴殿方御世話ヲ以、松坂魚町小津庄助殿方へ嫁置候処、此度離縁ニ相成、為暇金金子三拾両、衣類御添被下、慥ニ受取則親拙者方へ引取申候、然上は右庄助殿方相続之義ニ付ては、向後少も異論無之候、為後日差入申一札依而如件

踏み入れてもいけないという刑罰です。したがって、夫は妻に離縁状を渡しながら「すみません、受け取りをください」と言うわけです。了解なしに受け取りを書いてくれるわけがない。一方的に出ていけでは済まないのです。これには歌の悪影響があるのではないかと思います。「妻恋道中」です。

「好いた女房に 三下り半を 投げて長脇差（どす） 永の旅」というのが冒頭です。男は離縁状をたたき付けて女を離婚できたと錯覚する原因の一因はこの歌にあります。いずれにしても妻方の承諾が必要だったといえます。その受取が返り一札です。つまり離婚を承諾したという証文です。

埼玉県の文書館にある文書では、離縁状に上包みがある。実際は離縁状をそのまま渡すのではなく、上包みに入れたものです。しかし、保存するうち、上包みと本紙が別々になってしまう。だいたいどのくらいの割合で上包みがあるかという、

私が1,200通集めた中で上包みのあるのは7%です。離縁状と上包みがセットになっているのは本当に珍しいのです。埼玉県のこの事例では、上包みの裏側に受け取りの下書きをしています。離縁状をもらったら妻側で上包みを開いてその裏側に受け取りの下書きをしているということは離縁状と同時に夫側が妻方から受け取りをもらったことが理解されます。

私は離縁状を今、200通ぐらい持っています。けれど返り一札の収集は45通位で、私は2通しか所持していません。離婚協議に仲人とか親類・5人組が間に入って離婚した場合には、確かに離縁状を渡したと保証してくれます。そうでない場合には本人から受け取りを取って離婚を承諾したことを証拠として文書を持っていることが一番確実です。三重県伊賀町村、現在の三重県松阪市の返り一札の写真と解説文（日付・差出人・名宛人は省略）を掲げます（前頁）。

名宛人3名はおそらく仲介の労を取った商売仲間と考えられます。はんを押した親と一緒に、差出人として「ひで」の名前があります。離婚を承諾する当事者として一人前の意識がみられます。一般的に文書に差出人として女名が書かれる例はかなり少数です。

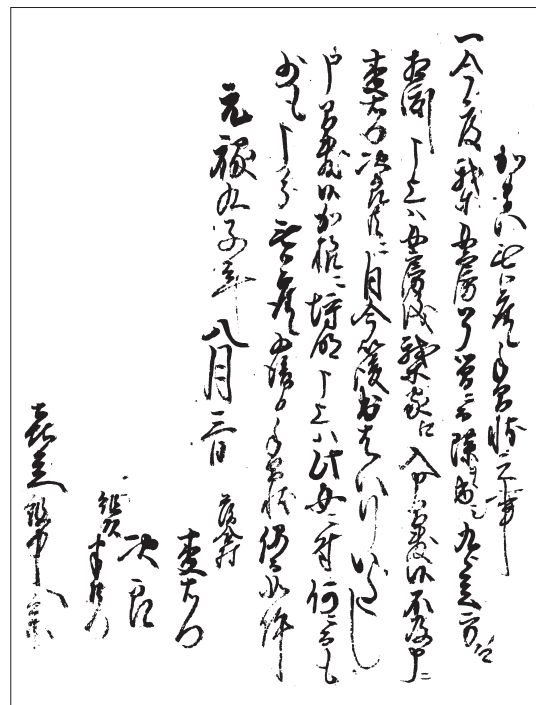
#### 4 手問状——離縁状の地域性

離縁状の事書き（表題）は色々です。離縁状の地域性といえ、日本一律ではありません。一番の特徴は、離縁状がある地域とない地域です。北海道は松前藩しかなく、日本人がほとんどいませんから離縁状はありません。四国も皆無です。九州であるのは熊本と佐賀と長崎県、熊本も北部の方だけです。それから中国地方も半分、山口の西側と広島の一部と兵庫のあたりで、日本海側はほとんどありません。それから東北が割となくて、秋田からは1通も出ていません。離縁状授受は幕府の法律で定められたものですから、幕府の直轄地と譜代、親藩のところからは出てきますけれども、上記の地域はほとんど外様が大半です。離縁は私法的な問題ですので、刑法のように次第に幕府法に従ったりはしません。鎌田先生がご研究なされた『御刑法草書』という熊本藩独自の刑法がありますけど、そういった優れた刑法があるところは別として、ほとんど幕府の公事方御定書等を刑法的処置では範にします。しかし、離婚は私法的な扱いですから、幕府法に従わなくてもよかったわけです。

もう1つ、江戸時代中期以降は寺請制度で、結婚・養子縁組など身分の変動には、必ず「人別送り」をいたします。それも旦那寺と村双方で、今で言うところの戸籍の送籍の手続きをやります。寺同士、村同士それぞれ二重にやります。こちちの檀家（だんか）の娘が嫁いだ。すると、こちらの寺の人別を抜いたからそちらの寺に入れてくれ、それに対してたしかに当方の寺に加えましたと、送りが往復します。村では名主の間で同じように「送り」が往復します。したがって、離婚は二重に公示されることとなります。「人別の送り、返戻によって離縁状ということなし」という地方があるわけです。

離縁状を「手間状」というところがあります。これが手間状の実物です。駒込の古本屋から入手、たしか3万8,000円でした。写真と解説文を掲げます。

買ってみたら、元禄9年8月3日はこれまでで一番古い離縁状です。これより19日新しい離縁状が今市市（現在の日光市）にあります。実は落合村は日本に30ヶ村あります。そこで購入のとき、古本屋に電話して「どこから出た？」と。でも出どころは原則として言わないので、それでは「岐阜か福井か長野か山梨のどこか」と聞



かまい無御座候手間状之事

一今度我等女房了簡にて、隙ヲ出シ九郎兵衛方え

相渡し申上ハ、女房儀我等家え入申間敷候、不及申

左右衛門、次郎共ニ自今以後出はいりいたし

申間敷候、か様ニ埒明申上ハ、此女ニ付何ニても

少も申分無御座候、為後日手間状仍て如件

元禄九年八月三日 落合村

左右衛門

次郎

組頭 半左衛門

喜兵衛 衛組中へ参



きました。そうしたら古本屋のおやじが「高木さん、どうして分かるんだ」との返事。「40年近く離縁状の研究をやっているが、手間状はいまの4県しか出ていない」と言ったら、山梨県だという。

それですぐ書きかけの本『泣いて笑って三くだり半』（教育出版）に写真を入れて出版。山梨日日新聞に付箋をつけて送ったわけです。一番古いというと新聞社が飛びつきます。福島県の宝永のものでも新聞記事に、その次が今市市、ですからこれが3回目の新聞記事と目論見ました。1週間もしないうちに山日（山梨日日のこと）が取材に来て、また日本一古い離縁状と山日が取り上げてくれました。日本一古いのが山梨から出たわけですから。すぐあとで共同通信が取材に来て、日経も産経も取り上げましたけど、山日はすごかったです。第1面にカラーで4段、社会面に9段抜きの記事でした。

そんなPRに励んだわけです。私が館長（非常勤）の縁切寺満徳寺資料館は最寄り駅から徒歩45分かかり、バスなしタクシーなしというところ。1年間に1万人の入館者を入れるためには、何しろマスコミにとりあげてもらふこと、PRの必要性を実感しているからです。したがって専修大学でもとの思いから、いま図書館で「明治の三くだり半展」をやっています。すこし前には「江戸・明治のはんこ展」、講義の一環で企画したわけです。これらはいずれも毎日と東京新聞に小さいですが、記事が出ました（出しました）。専修大学でこんなことやっている、小さな囲み記事でも取りあえず「専修大学」の文字を記事にして出したいわけです。こういう意識はあまり専修大学の先生方はありませんが、これからは必要になると思います。

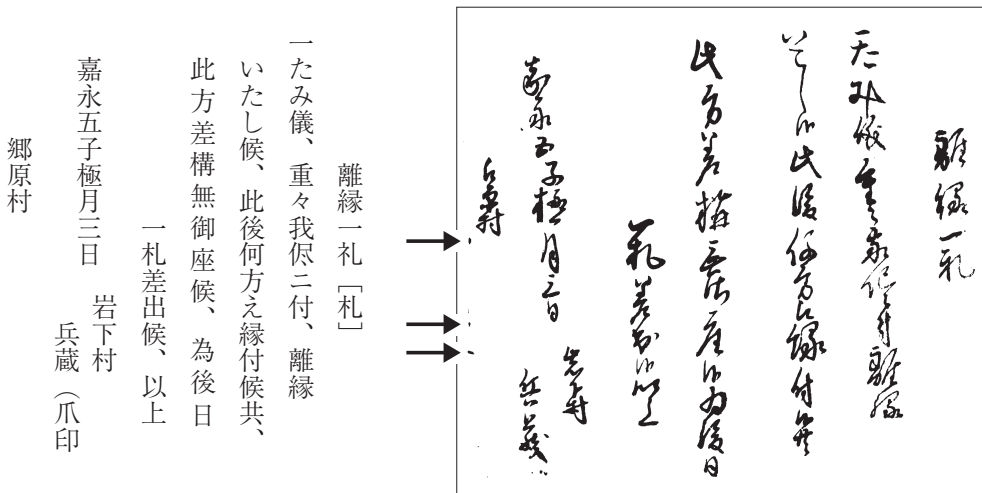
ところで、この離縁状の解釈ですが、「このたびわれら女房了見にて暇出し、九郎兵衛方へ相渡し申しそうろう」と冒頭にある、夫と女房と九郎兵衛の関係が問題です。2つの解釈が出来ます。九郎兵衛が女房の実家の人間で実家に帰したという考え方が1つ。もう1つは九郎兵衛が女房の浮気相手で、浮気相手に女房を譲ったという解釈。新聞は後者しか書きません。高木教授は女房を浮気相手の九郎兵衛に譲ったと解釈しているというわけです。その後、これの関連文書が2通また出ました。ご覧の通り、B5の大きさのこんな汚いやつが2枚。今度の古本屋の値は2枚で8万円です。私に売りたいから「先生、日経に出ましたね。一番古いものでしたね」と電話をかけてきた。しょうがない、買いました。空右衛門が夫で、つぎの次

郎は夫婦の間の子とわかった。ほかにも女房が実は九郎兵衛の妾になったこともわかった。子どもが差出人になっている離縁状はこれだけです。今のところ離縁状の本物としてはこれが一番古い（その後3年前に、福井から貞享3年、これより10年古い離縁状が出てきましたけど、それは写し（控え）で、本物ではない）。

一般的に離縁状の名称は、離縁状、離別状、去り状です。これは全国的に使います。それから休暇の暇の暇（いとま）状は関西、隙間の隙（ひま）状も関西地方です。ただし東北から暇状が出てきます。江戸からは全然出てこない。つまり瀬戸内海・日本海経由で関西文化が直接東北に入っている。したがって宮城、福島、山形で、暇状が10通余出てきています。関西文化が直接東北に入っているの、東北地方で講演をするときには必ず1項目、「東北文化の先進性」を入れます。もっとも青森の山内丸山遺跡にみられますように、縄文時代にすでに新潟県糸魚川産の「めのう」が直接青森まで船で運ばれていますから、江戸時代に関西文化が日本海経由で東北に入っても当然だということになります。

## 5 最初に入手した離縁状——25万分の6

もう40年ぐらい前に群馬県史の調査であちこち出かけたときに先輩に連れられて渋川市郊外の古物屋に寄りました。私が三くだり半の研究をしていると言ったらこの離縁状を出してきた。値は1万円だという。当時（40年前）の1万円はペラボー



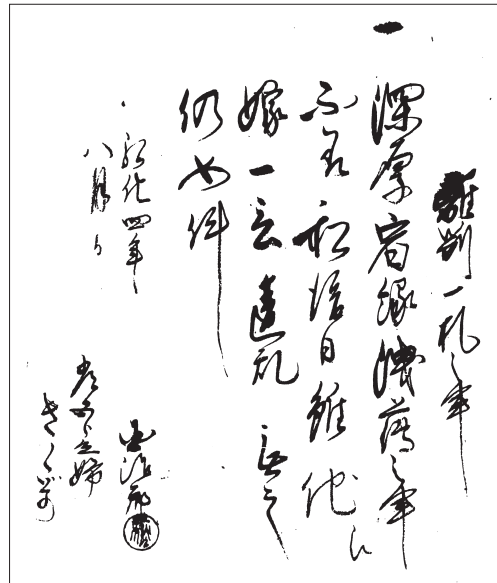
に高過ぎます。見た通り宛名の所が切れています（これも回覧します）。写真と解説文は前頁の通りです。

これは名宛の部分切られていて、墨が残っています（→印の個所）。郷原村の何左衛門と言うと、田舎ではあそこの家だと分かるのです。だからこの文書が売りに出されるとき家の主人が切ったものと考えます。そこで、ここが切れていなければ1万円で買っていいけど、切れて半端だから2,000円にしろと言った。私の先輩が「まくり」を小1時間選んだ後、「高木君、どうするんだ?」「3,000円ならもらっていかな」と言ったら、古物屋のおやじが3,000円でいいと。その先輩が「おまえ、大学の教員にしておくのは惜しい。1万円の言い値を3,000円に値切って買ってくるなんぞ、すごいもんだ」と言われたもので、思い出多い最初の離縁状購入事情です。ところが、これを統計的に整理したときに実に面白く、かつ貴重な離縁状だと分かった。三くだり半は三行半に書かなければと、4行目を半分から書いています。上から書くとどこまで行くか分からないから、真ん中から書いて3行半にしたのです。こういうのは私が1,000通集めて8通しかない。もう1つは離婚理由が妻「たみ」の「重々我俣」で、「わがまま」という理由の離縁状は1,000通集めて3通しかない。しかもこれは重ね重ねのわがままです。つまり、1,000分の3掛ける1,000分の8ぐらい珍しい離縁状。つまりは25万分の6の確率の離縁状だったので（1000通で統計的処理はしましたが、その後収集は増えてましたが、あらたに計数的処理はしていない）。

実を言うところを切ったということも資料的には面白い。昭和50年代の中年の男は離縁状を恥ずかしいものだと思ったということです。今の男性は駄目な結婚は離婚で解決しようというのが50%を超えています。当時（昭和50年代）は日本人の男性の意識として20%に及んでいない。だから中年男性の意識が分かるということでも面白い。

## 6 満徳寺離縁状とその模倣

「きく」満徳寺離縁状とその模倣離縁状です。満徳寺の離縁状、縁切寺に駆け込んだ女の離縁状の本物は2通しかない。2通のうちの1通がこれです。満徳寺では特別な離縁状書式を使います。



離別一札之事

一 深厚宿縁浅薄之事

不有私、後日雖他え

嫁、一言違乱無之

仍如件

弘化四年

国治郎印

八月日

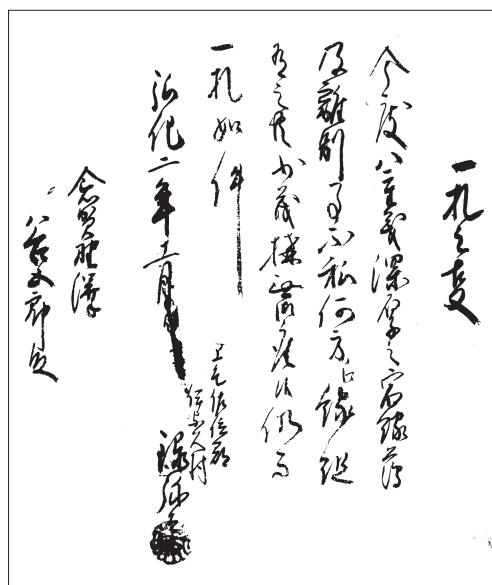
常五郎殿姉

さくどの

読み下し文にするとこうなります。「深厚の宿縁浅薄の事、私にあらず。後日他へ嫁すといえども、一言違乱これなく、よってくだんのごとし」と。「深厚宿縁浅薄之事」という特殊な仏教用語で、深く厚かるべき前世の宿縁がたまたま薄かったので離婚になりましたが、これは私の恨みとか利害によるものじゃないということが書いてあるわけです。これは満徳寺に駆け込んだ女が必ずもらう離縁状です。「さく」は前に庄蔵という亭主がいて、関連文書に19年仲良く暮らしたと書いてある。19年目に村内の男・国治郎と浮気をします。それでどうしたかというところ夫婦仲が悪くなって、亭主を振って浮気相手と再婚します。1年たって、よく考えてみたら矢張り今の亭主より長年連れ添った前の亭主のほうがよかったです。ついては今の亭主と別れて前の亭主と復縁したいと縁切寺に駆け込んできたのです。昔から女はそういう性質（たち）だと考えられます。だから泣く泣く駆け込んできた女性もいたかもしれないけど、実はこのような勝手きままな女性がかなりいたと、私は考えています。

最初に申しあげましたように『満徳寺史料集』を私は36歳のときに出したのですが、そのとき群馬県内に歴史に造詣が深く、史料収集をよくしている先輩（先の古物屋に案内してくれた方）がおりまして本を1冊謹呈しましたら「高木、何かお祝い

をやる。何が欲しい?」と。そこで躊躇なく「先生のお持ちの満徳寺離縁状の模倣離縁状が欲しい」と言ったら、先輩は気前よく「やる。もっていけ」と、もらったのがこれ(写真だけ掲げます)。これは満徳寺に駆け込んだ女ではないのですが、満徳寺のものが離縁状として相応しいと考えられ、模倣されたのです。深厚の宿縁が薄いということは「縁が薄かったということ」で離婚文言としては非有責的で、好まれたのです。上毛佐位郡伊与久村から倉賀野駅に離縁状を発行して、これは私が出版の「お祝いにもらった離縁状」です。



## 7 武士の離縁状

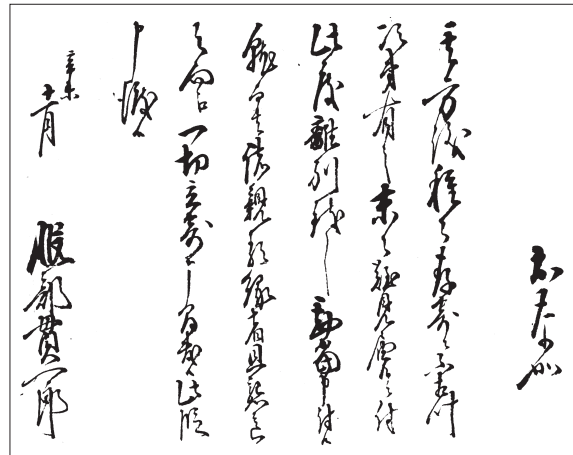
武士の離縁状を今のところ4通見つけています。1通は米澤藩の上級武士、1通は幕府の御家人、ほかに白石藩と一関藩の下級武士のものです。武士の離縁状の場合にはほとんど受け取りを書いていて、上の4通のうち3通は離縁状の返り一札(受け取り)を授受しています。武士の間では離縁状と返り一札が同時に授受されたわけです。私の所蔵する武士の離縁状は、三くだり半というよりは判決書のようなです。写真と解説文を掲げます(次頁)。

服部貫一郎は文久3年(1863)3月、養父の家督現米80石を相続し、御先手与力、後に御鉄砲玉薬奉行手附、維新後駿河国(静岡県)に転居を余儀なくされ、明治3年には6人扶持でした。江戸からの移転の過程で、妻なかに「種々心得違」があったといいます。親類方に滞在の妻を呼び戻し、「存分ニ成敗」すると関係文書にありますので、不義をはたらいたものと思われそうですが、つまるところ、離婚で決着しました。これには妻「なか」からの離婚承諾書(返り一札)もあります。

読み下し文にすると「そのほうに種々存じ寄りに相かなわざる次第これあり、

其方義、種々存寄二不相叶  
次第有之、末々難見届候二付、  
此度離別致し勘当申付候、  
就ては諸親類縁者且懇意  
之向え一切立寄申間敷候、此段  
申渡候

辛未十一月 服部貫一郎



末々見届け難きそうろうにつき、このたび離別致し、勘当申し付けそうろう、ついでには諸親類・縁者かつ懇意の向きへ一切立ち寄り申すまじくそうろう、この段申し渡しそうろう」となりますから、離縁状なのだか刑罰の申し渡しなのか、分からないような内容です。実はおなかは浮気した様子です。それで夫貫一郎は成敗すると言うのに対して、親類が中に入って離婚で勘弁してくれということで決着する。東京から静岡に移住した後、亭主はインフラ整備で、夜っぴいて道路工事や下水道(どぶ)作りに出ているときに、女房は夜の宴席にアルバイトに行っていたらしい。母親がそれを止めるべきなのにむしろ勧めるようなことをしてと、その女房の母親にも怒っている。貫一郎さんは婿さんです。家付き娘だから離婚だけでは家にいるわけです。離婚婦に勘当を申し付けて、家から放擲する必要がある。ここでも「おなか」は受け取りを書かされています。夫は離縁状を渡すとともに、返り一札(受け取り)の内容までしたためて、この通り書いてよこせと渡したことが、2つの文書が同じ手癖からわかります。

中田薫博士の『法制史論集』(岩波書店)の中に、武士の離縁状について、幕府への問い合わせと回答が載っています。もし私とその「問合と回答」を虚心坦懐に読んで分析を深くすれば『三くだり半』を書くときに「武士にも離縁状があったはずだ」と断言できたものと、自分の能力のなさを残念に思います。だから勉強ばかりするのは別の意味でよくないのかもしれない。石井先生は武士に離縁状はなかったといわれていた。そこで皆なかったという説に賛同。1人だけ鎌田先生の師

匠・高柳真三先生だけが慣習的に武士に離縁状があったと書いている。とはいえ、高柳先生は武士の離縁状は見ていないはずなのに、どうしてそんなことが言えたのか、いまだに不思議です。高柳先生は法制史だけでなく一般史とか経済史とか、いろいろな周辺の学問を絶えず吸収していた人らしいので、そういうバックグラウンドがそういう発想を生んだのかとっているわけです。私は武士の離縁状の本物が出てきて初めて武士の離縁状に言及できた。ただし大石内蔵助の離縁状を取り上げて、主君がいなくなったときには差しだす相手がいないから武士も離縁状を書いたことがあるとは書いてある。これでは半分正解だけで、「問合と回答」を読んだときに『三くだり半』に武士が慣習的に離縁状を授受していたことがあったと言えれば、素晴らしい卓越した研究者の1人になれたわけですが、やっぱりどこか足りませんでした。ところで、どうしてそれに気がついたかという、国立公文書館に氏家幹人という極めて優れた研究者がいます。彼の『小石川御家人物語』という著書の中で、御家人が離縁状を出したり受け取ったりしていると書いてある。電話して聞きました。「離縁状、離別状をやったり取ったりしているけど、本当か」と聞いたら、書いた本人が「知らん」という。「ただ、書いてあるのなら、原本の『官府御沙汰略記』に書いてあったに違いない」という。そこで原本を見、大学院同期の広瀬が亡くなったときの追悼論文として「武士の離縁状」を書きました。

## 8 庶民離婚における夫婦財産

「江戸時代庶民離婚における夫婦財産」、これは石井良助先生の創価大学における退職記念号に載せていただいた論文で、簡単に言いますと、現在、離婚慰謝料は有責配偶者が支払いますが、江戸時代は別れたい方が支払ったという論文です。夫が浮気した女房に持参財産を全部返した上に慰謝料をつけて別れてもらうという事例もある。だから法科大学院で一番受ける話題がこれ。「君たち、通説・判例など、いろいろなことを勉強しているが、歴史をさかのぼれば、想像できない事実がある。今、正しいとされていることが、実は間違いだったとされていることもある」と、説くわけです。どちらが銭を出しているかという、文書から見る限りでは、女のほうが出す例が多い。とりわけ婿を離縁するときにはかなりの割合で慰謝料を払って別れている。ほかに好きな女ができた。別れたいから、家屋敷ほか銭も出

すからごめん。日本人でこれをやったのは鞍馬天狗の嵐寛寿郎です。それから演出家の丸尾長頭も。家・屋敷と貯金通帳を置いて「ごめんなさい」と出ていく。格好いいですね。だから資料館に来た女性たちにも必ず「別れたかったらへそくりの半分ぐらい亭主にやって別れて下さい」と言っています。ところが女のほうが賢いから亭主の悪いところをみんなメモしておいて、慰謝料を取る方ですね。この論文は一定の評価を得たものか、吉川弘文館の『家族史論集』に再録されました。

私は江戸の離婚研究、これだけを45年間やってきました。これだけしかやれないからこれだけをやってきたわけです。本学に来て10年、いろいろな先生・職員の方々に支えられて専修大学での教育・研究生活を終えようとしています。深謝申し上げます。

【講演を原稿化したものはずいぶんと長くなりましたので、三くだり半の話を一部割愛させていただきました。】